

仕 様 書

1 業務名

四万十市地域公共交通計画策定支援業務

2 目的

四万十市内における公共交通体系について、より効果的で効率的な運行体系への再編を検討するとともに、本市の将来像も見据え、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするため、「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、平成31年3月に策定した「四万十市地域公共交通網形成計画」の見直しを図りつつ令和6年度において「四万十市地域公共交通計画」を策定するもの。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日

4 業務内容

(1) 業務内容

① 計画準備

本業務の実施にあたり、合理的かつ効率的に業務を遂行するため業務計画書及び工程表など立案し協議のうえ定めること。

② 地域および公共交通等の現状把握・分析

四万十市内の以下に示す交通機関、移動支援事業等について、貸与する資料を用いて現状（運行概要、利用要件、利用状況、収入、経費、収支等）を把握し、現計画で整理されている情報の時点更新と再整理・分析を行うこと。

- ・土佐くろしお鉄道及びJR予土線
- ・市で運行委託している路線バス及びデマンド交通
- ・民間路線バス
- ・スクールバス
- ・タクシー

③ 現況計画（網形成計画）の進捗状況検証

平成31年3月策定の地域公共交通網形成計画内で設定した目標値の達成状況や、予定事業の実施状況等について検証・評価を行う。未達成の目標や未実施の事業については、残存する課題として今後も継続的な対策検討を行うなど、地域公共交通計画へ反映すべき事項について検討を行うこと。

④ 公共交通に関するニーズ調査（アンケート）

公共交通に関する市民アンケート調査およびニーズに関するバス利用者アンケート調査を以下のとおり実施すること。

ア 住民アンケート調査

市民への公共交通に関する利用状況や問題点および今後の方向性等について、アンケート調査を（3,000世帯想定）を対象に実施すること。アンケート票の印

刷、封入、発送用・返信用封筒の準備、アンケート票の発送及び発送準備は受託者が実施し対象世帯の抽出・宛名ラベルの準備、回収は市が対応すること。

イ 利用者ニーズ調査

バス利用者（路線ごと）及び鉄道利用者へ平日・休日の各1日ヒアリング調査を実施すること。

【アンケート調査及びニーズ調査にかかる事務分担】

委託者	受託者
①実施方針の確定	①実施方針の協議・確認
②調査票原案の検討と確定	②調査票原案の作成と補修正
③調査対象者の抽出	③調査票及び発送用・回収用封筒の作成・印刷
④宛名ラベル作成	④封入・封緘、宛名ラベル貼付作業
⑤アンケートの回収・管理	⑤アンケートの配布
⑥アンケート結果報告書(案)の検討	⑥回収アンケートの入力
	⑦自由記述回答部分の整理
	⑧単純集計・クロス集計の実施
	⑨アンケート内容の分析・グラフ化
	⑩アンケート結果報告書の作成と修正
	⑪確定報告書の提出・結果報告

⑤ 交通事業者へのヒアリング調査

バス事業者（3社）、近隣のタクシー事業者（5社）及び鉄道事業者（土佐くろしお鉄道）に対し、四万十市内に対する現状の課題及び将来への展望等についてヒアリング調査を行うこと。

⑥ 公共交通に関する課題抽出・整理

地域や公共交通等の現状分析結果に加え、現計画（網形成計画）策定後の法改正内容や、現計画に対する進捗等の評価・検証結果を踏まえて、現時点および将来を見据えた場合の課題について抽出・整理すること。

⑦ 公共交通等の運行形態の検討

抽出・整理された課題解決のため、現在の運行形態を変更する場合の概略を検討すること。

⑧ 関連計画との連携

本市の見据える将来と、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明ら

かにするため、四万十市における上位関連計画（総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等）との連携を整理し整合を図ること。

⑨ 地域公共交通活性化協議会等（以下、「協議会」という。）の運営支援
計画の策定にあたり、協議会の資料作成、開催準備、議事録作成およびとりまとめ等の運営支援を行うこと。

⑩ 地域公共交通計画の策定（計画書の作成）
計画書策定のとりまとめおよび印刷用原稿データの作成（簡易デザイン・レイアウトを含む）を行うこと。

⑪ 打合せ協議
業務開始時、協議会開催時等及び業務完了時に打合せを行う。また、必要に応じて適宜中間協議を行うものとする。対面による打合せ協議が困難と認められる場合は、ウェブ会議等のオンライン会議を可とする。

(2) 成果物

① 地域公共交通計画（本編）	50 部
② 地域公共交通計画（概略版）	50 部
③ 委託業務報告書	1 部
④ アンケート調査結果	1 式
⑤ 協議会議事録	1 式
⑥ 上記電子データ	1 式
⑦ その他必要な資料	1 式

5 地域公共交通計画の内容

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- (2) 計画の区域
- (3) 計画の目標
- (4) 前項の目標に達成するために行う事業・実施主体
- (5) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (6) 計画期間
- (7) その他、計画の実施に関し発注者が必要と認める事項

6 留意事項

- (1) 業務体制
 - ① あらかじめ協議会と調整したスケジュールに基づき行うこと。
 - ② 本業務の遂行に十分な知識と経験を有する担当者又は協力者を確保すること。

7 特記事項

- (1) 成果品の所有権は、受託者が協議会に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、協議会に移転するものとする。
- (2) 本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- (3) この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。